

令和5度 教育の内部質保証自己点検・評価結果概要

内部質保証最高責任者 坂井 貴文
(令和5年度第9回内部質保証委員会了承(令和6年1月11日))

1. 国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則別表2に掲げる評価事項

「自己評価」とは内部質保証責任者による自己点検・評価結果で、「確認結果」とは内部質保証実施責任者による「自己評価」の確認結果である。

「○」基準を満たしている。

「△」基準を満たしているが、改善を要する事項が認められる。

「×」基準を満たしていない。改善を要する。

学生の受入れに関する自己点検・評価

分析項目	評価事項	評価基準	評価実施主体	内部質保証責任者	自己評価	確認結果	改善事項の概要	改善結果	改善結果の概要
5-1-1	1-2 学生受入方針の策定 状況	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示しているか。	教育機構 アドミッション センター	理事 (教学・学生担当)	○	○			
5-2-1	1-3 入学者選抜の実施状 況	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施しているか。	教育機構 アドミッション センター	理事 (教学・学生担当)	○	○			
5-2-2	1-4 学生受入れに関する 取組状況及びその結 果を踏まえた選抜の 改善状況	学生受入方針に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。	教育機構 アドミッション センター	理事 (教学・学生担当)	○	○			
5-3-1	1-1 教育課程の入学生員 充足状況	実入学者が、入学定員に対して適切な人数となっているか。	教育機構 アドミッション センター	理事 (教学・学生担当)	○	○			
【特記事項】 [5-1-1] [1-2] 令和6年度入学者選抜から教育学部において、一般選抜(後期日程)を実施する予定である(https://www.saitama-u.ac.jp/exam_archives/2022-0328-1500-9.html)。 [5-2-2] [1-4] 入試改革検討ワーキンググループでは学生の受入状況を検証するために追跡調査を行い、その結果を各学部アドミッション委員会が検証し入学者選抜の改善に反映させる制度を構築した。 改善した事例では、「令和6年度(2024年度)埼玉大学入学者選抜の実施教科・科目等について(予告)」で公表している。									
【優れた成果】 ・該当なし									
【改善を要する点】 ・該当なし									

学生支援に関する自己点検・評価

分析項目	評価事項	評価基準	評価実施主体	内部質保証責任者	自己評価	確認結果	改善事項の概要	改善結果	改善結果の概要
2-3-3	2-1 学生生活に関するアンケート	学生生活支援への満足度が適切な水準を保っているか。	教育機構 学生生活支援室	理事 (教学・学生担当)	○	○			
4-2-1	2-2 学生生活支援、就職支援、健康相談、ハラスメント相談等の実績	キャリアセンター、学生生活支援室及び保健センターの利用者数が適切な推移となっているか。	教育機構 キャリアセンター 学生生活支援室 保健センター	理事 (教学・学生担当)	○	○			
		各種ハラスメントの相談に応じているか。	ハラスメント防止委員会	副学長(ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当)	○	○			
4-2-2	2-3 学生の課外活動への支援状況	学生の課外活動が円滑に行われるよう必要な支援を行っているか。	教育機構 学生生活支援室	理事 (教学・学生担当)	○	○			
4-2-3	2-6 留学生に対する生活支援の実施状況	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか。	国際本部	副学長(国際・グローバル教育担当)	○	○			
4-2-4	2-4 障害のある学生等に対する支援の実施状況	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか。	教育機構 学生生活支援室	理事 (教学・学生担当)	○	○			
4-2-5	2-5 学生に対する経済的支援の整備状況	学生に対する経済面での援助を行っているか。	教育機構 学生生活支援室	理事 (教学・学生担当)	○	○			
【特記事項】 [4-2-1] [2-2] 令和5年4月に障がい学生に対する全学的な支援体制を強化し、障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援を促進するため、教育機構に障がい学生支援室を新たに設置した。									
【優れた成果】 ・該当なし									
【改善を要する点】 ・該当なし									

教育課程及び学修成果に関する自己点検・評価

分析項目	評価事項	評価基準	評価実施主体	内部質保証責任者	自己評価	確認結果	改善事項の概要	改善結果	改善結果の概要
2-3-3	3-4 授業評価結果	授業への満足度を適正な水準に保っているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
			6-1-1	3-8 学位授与方針	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○
理工学研究科	理工学研究科長	○				○			
6-2-1	3-9 教育課程方針	教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-2-2	3-10 方針の整合性	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-3-1	3-11 教育課程の編成の体系性	教育課程の編成が、体系性を有しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-3-2	3-12 授業科目の内容	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準になっているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-3-3	3-13 他大学等・入学前の既修得単位認定	他大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位の単位認定に関する規定を定めているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-3-4	3-31 学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導体制	学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導体制を適切に整備し、計画を策定した上で指導しているか。	理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-3-5	3-33 教育課程編成及び教育課程連携協議会	法令に則して教育課程を編成するとともに、教育課程連携協議会を運用しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			

6-4-1	3-1 1年間の授業期間	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものになっているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-4-2	3-14 授業期間	各授業科目の授業期間が10週又は15週にわたるものになっているか。 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同期間に授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-4-3	3-2 シラバスの入力状況	授業科目のシラバスを全件、全項目について適切に入力しているか。	教養学部	教養学部長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。	○	○シラバスの入力や記載内容の適切性を確保し組織的なチェックを確実にするため、「埼玉大学シラバス作成ガイドライン」を令和5年11月に作成した。
			経済学部	経済学部長	○	△	〃	○	〃
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。	○	○シラバスの入力や記載内容の適切性を確保し組織的なチェックを確実にするため、「埼玉大学シラバス作成ガイドライン」を令和5年11月に作成した。
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。	○	○シラバスの入力や記載内容の適切性を確保し、組織的なチェックを確実にするため、「埼玉大学シラバス作成ガイドライン」を令和5年11月に作成した。
							●研究指導と同等に見られる授業科目のシラバスを修正する。	○	〃
			教育学研究科	教育学研究科長	○	△	●各回の授業内容、成績評価方法、準備学習等の記載を修正する。	○	〃

			理工学研究科	理工学研究科長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。	○	//
							●研究指導と同等に見られる授業科目のシラバスを修正する。	○	//
6-4-4	3-15 教育上主要と認める授業科目の担当教員の状況	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-4-5	3-34 専門職大学院におけるCAP制度の設定状況	履修登録の上限設定(CAP制度)を設けているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
6-4-6	3-36 大学院における教育方法の特例の実施状況	大学院において夜間その他特定の時間に法令に則した授業を行っているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
6-4-8	3-35 連携協力校の確保の状況	連携協力校を確保しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
6-4-9	3-37 夜間授業への配慮の状況	夜間においての授業に際して配慮を行っているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
6-5-1	3-16 履修指導体制の状況	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-5-2	3-17 学習相談体制の状況	学生ニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-5-3	3-18 キャリア関連科目、インターンシップ等の実施状況	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-5-4	3-19 履修上特別な支援を要する学生への学習支援の実施状況	障害のある学生、留学生その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-6-1	3-20 成績評価基準の策定状況	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定めている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			

6-6-2	3-21 成績評価基準の周知 状況	成績評価基準を学生に周知し ているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-6-3	3-3 成績分布の組織的な 確認状況	成績評価基準に則り各授業科 目の成績評価及び単位認定を 厳格かつ客観的に行っている ことを組織的に確認している か。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-6-4	3-22 成績に対する異議申 立ての状況	成績に対する異議申立制度を 組織的に設けているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-7-1	3-23 卒業又は修了要件の 策定状況	大学等の目的及び学位授与方 針に則して、卒業又は修了の 要件を組織的に策定している か。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-7-2	3-32 大学院課程における 学位論文又は特定の 課題についての評価 基準の策定状況	学位論文又は特定の課題につ いての研究の成果の審査に係 る手続き及び評価の基準を組 織として策定しているか。	理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-7-3	3-24 策定した卒業（修 了）要件（学位論文 評価基準を含む。） の学生への周知状況	策定した卒業（修了）要件 （学位論文評価基準を含 む。）を学生に周知している か。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-7-4	3-25 卒業又は修了の認定 状況	卒業又は修了の認定を卒業 （修了）要件（学位論文評価 基準を含む。）に則して組織 的に実施しているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
6-8-1	3-6・3-26 標準修業年限内の卒 業（修了）率及び 「標準修業年限× 1.5」年内卒業（修 了）率、資格取得状 況	3-6 標準修業年限内の卒業（修 了）率及び「標準修業年限× 1.5」年内卒業（修了）率、 資格取得等の状況が適切な水 準を保っているか。 3-26 標準修業年限内の卒業（修 了）率及び「標準修業年限× 1.5」年内卒業（修了）率、 資格取得等の状況が、大学等 の目的及び学位授与方針に則 して適正な状況にあるか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○			

6-8-2	3-7・3-27 就職及び進学状況	3-7 就職及び進学の状況が適切な水準を保っているか。 3-27 就職及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
6-8-3	3-5 卒業時・修了時アンケート結果	3-5 教育課程への満足度が適切な水準を保っているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
	3-28 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果	3-28 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与の方針に則した学習成果が得られているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
6-8-4	3-29 卒業（修了）後一定期間の就職経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果	卒業（修了）後一定期間の就職経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
6-8-5	3-30 就職先等からの意見聴取の結果	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			経済学部	経済学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			工学部	工学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
理工学研究科	理工学研究科長	○	○						

【特記事項】

[6-6-3] [3-3]

各授業科目の成績評価や単位認定を厳格かつ客観的に行うため、成績分布の目安や成績に関する組織的な点検と改善の実施などを盛り込んだ成績評価ガイドラインを令和5年1月に制定した。

[6-6-4] [3-22]

国立大学法人埼玉大学授業科目の成績評価に係る調査及び異議申立てに関する要項を令和4年11月に制定し、令和4年度第3ターム開講授業科目から運用を開始した。それ以前は、成績に疑義がある場合に成績再調査を申し出できることを学生へ周知し、運用していた。要項制定後、成績調査の際に学生、授業担当教員以外の第三者が関与する仕組みがないため、また、授業担当教員が部長である場合の措置等に対応するため、令和5年6月に要項を改正した。

申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データについては、令和4年度の成績調査は、教育学研究科では0件、理工学研究科では8件、異議申立て等の件数は、両研究科とも0件であった。

[6-8-1] [3-6・3-26]

経済学部（夜間主）では、標準修業年限（4年）×1.5年内の卒業率は、令和4年度においては43.8%となっている。主な理由としては、この卒業率は長期履修学生制度（平成27年度入学者より適用し、履修計画期間は5～10年の間で選択可能。）を利用している学生を含めて算出していること及び、学生のほとんどが現に職を有する社会人学生であり、本務多忙のためにやむを得ず休学・退学に至る者が約20%いることが挙げられる。長期履修学生制度は入学者の約70%が申請しており、履修計画期間を5～6年間としている学生が約40%、7年～10年間としている学生が約60%となっていることから、標準修業年限（4年）×1.5年内の卒業率は低くなる。なお、これまでの長期履修学生の履修計画期間内卒業率については、約80%となっている。

[6-8-1] [3-6・3-26]

理工学研究科博士後期課程では、過去4年間の標準修業年限（3年）×1.5年内修了率が70%を下回り57.1～66.7%となっている。主な理由として、留学生の場合に、3年を超えると奨学金打ち切りとなるため、経済的理由から退学し帰国する者が多いこと、及び、社会人学生の場合に、本務多忙のためにやむを得ず休学・退学に至る者が多いことが挙げられる。その他学生でも経済的理由や就職を理由に退学する者がある。一方で、単位取得退学後に論文提出により学位を取得する者も少なくなく、ここ3年間で17人（日本人10人、外国人7人）、3年間平均で定員の約10%に相当する（内12人は退学後1年以内に学位取得、審査料免除の優遇措置あり）。このように、論文博士も加えると入学者の7割が学位を取得しているが、留学生には3年以内に学位論文提出要件を満たすように指導を強化し、社会人学生には長期履修制度を活用した学修計画を立てることを指導して行く。

なお、博士前期課程は令和4年度に改組しているため、修了率についてはすべて旧課程のデータとなる。

【優れた成果】

[6-3-A]

教育学部では、免許法が定める科目とは別に、教員養成に資する科目をそろえた「教職キャリア科目」を開設している。中でも教育実践力向上に主眼を置いたものが、「キャリア形成科目」であり、本学部独自の特徴を備えた科目であると言える。3年次履修の「キャリア形成科目Ⅰ（教師基礎力養成演習）」、4年次履修の「キャリア形成科目Ⅱ（教師力向上ケーススタディ演習Ⅰ）」、「キャリア形成科目Ⅲ（教師力向上ケーススタディ演習Ⅱ）」の3科目からなり、複数の実務家教員が、現代の教育課題などについて、演習やグループワーク形式も取り入れた実践的な授業を展開している。

受講者は教師としての実践力・問題解決力を高めており、授業評価も相当高い。

[6-3-A]

理工学研究科では、令和4年度に博士前期課程専門教育プログラム「地球環境における科学技術の応用と融合プログラム（専攻共通融合教育プログラム）」（定員10名）を開設した。さらに副プログラムとして、実践力を備えた理工系人材の育成や基礎研究の発展に貢献しうる博士人材の育成をめざした三つの特別教育プログラム、「6年一貫型イノベーション人材育成プログラム」、「データサイエンティストとしての素養を備えた理工系人材育成プログラム」、「6年一貫型ハイグレード理数教育プログラム（HiSEP-6）」を開設し、実務家教員も加わった教育を実施している。三つの特別教育プログラムでは、各プログラムでの高度な専門性に加え、科学技術イノベーションを牽引しうる研究者や高度技術者を育成することを目的とし、より専門性の高い授業やPBL型授業等を行っている。令和4年度では当該の授業を履修した特別教育プログラム取得希望者が119名（入学者の約1/4）を数えている。実務家教員は産業界での実務経験を有し、クロスアポイントメントより5名が参画する体制を構築している。

[6-8-A]

教養学部では、平成30年5月に米国アーカンソー州立大学ジョーンズボロ校（ASUJ）との間でアカデミックプログラム共同実施のための協定を締結し、同大学との学士課程ダブル・ディグリー・プログラムを開始した。教養学部在籍する学生のうち、グローバル・ガバナンス専修課程、現代社会専修課程及びヨーロッパ・アメリカ文化専修課程アメリカ研究専攻に所属する学生を対象に、ASUJに原則として2年間留学し、それぞれの専修、専攻に係る授業を履修し所定の単位を修得することで、本学においては学士（教養）、ASUJにおいては学士（学際）の二つの学位が取得できるプログラムである。令和5年3月に同プログラムを初めて修了した本学の学生1名が両大学から学位を授与された。

[6-8-A]

人文社会科学研究科博士前期課程の国際日本アジア専攻では、海外からの外国人留学生を積極的に受入れ、グローバルリーダーを育成するために、すべての授業と論文指導を英語で行う「MAプログラム」と「MEconプログラム」を実施している。グローバル教育を推進するため外国人教員を積極的に配置し、令和5年度の同研究科の外国人教員比率は16%（15名/93名）となり、国際性を兼ね備えた教員構成を実現している。平成28年度～令和4年度には計58名（H28：8名、H29：6名、H30：8名、R1：8名、R2：10名、R3：7名、R4：11名）の修了者を輩出している。

【改善を要する点】

・該当なし

施設設備整備、情報設備整備及び図書館設備整備に関する自己点検・評価

分析項目	評価事項	評価基準	評価実施主体	内部質保証責任者	自己評価	確認結果	改善事項の概要	改善結果	改善結果の概要
4-1-1	4-4 施設・設備の整備状況	教育研究活動を展開する上で必要な施設及び設備を法令に基づき整備しているか。	教育機構 施設・環境マネジメント委員会	理事（教学・学生担当） 理事（総務・財務・施設担当）	○ ○	○ ○			
4-1-2	4-5 実習施設等の設置状況	法令が定める実習施設等を設置しているか。	教育機構 施設・環境マネジメント委員会	理事（教学・学生担当） 理事（総務・財務・施設担当）	○ ○	○ ○			
4-1-3	4-1 施設・設備の安全性への配慮の状況	施設・設備における安全性について、配慮しているか。	施設・環境マネジメント委員会	理事（総務・財務・施設担当）	○	○			
4-1-4	4-2 情報設備の整備状況	文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備を適切に整備しているか。	情報メディア基盤センター	情報メディア基盤センター長	○	○			
4-1-5	4-3 図書館設備の整備状況	文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、図書館設備を適切に整備しているか。	図書館	図書館長	○	○			
4-1-6	4-6 自主的学習環境の整備状況	自主的学習環境を十分に整備し、効果的に利用しているか。	教育機構	理事（教学・学生担当）	○	○			
【特記事項】 ・該当なし									
【優れた成果】 ・該当なし									
【改善を要する点】 ・該当なし									

教職課程に関する自己点検・評価

分析項目	評価事項	評価基準	評価実施主体	内部質保証責任者	自己評価	確認結果	改善事項の概要	改善結果	改善結果の概要	
-	5-1 1年間の授業期間	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものになっているか。	教養学部	教養学部長	○	○				
			教育学部	教育学部長	○	○				
			理学部	理学部長	○	○				
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○				
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○				
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○				
-	5-2 シラバスの入力状況	教職課程に関する授業科目のシラバスを全件、全項目について適切に入力しているか。	教養学部	教養学部長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。	○	○シラバスの入力や記載内容の適切性を確保し組織的なチェックを確実にするため、「埼玉大学シラバス作成ガイドライン」を令和5年11月に作成した。	
			教育学部	教育学部長	○	○				
			理学部	理学部長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。	○	○シラバスの入力や記載内容の適切性を確保し組織的なチェックを確実にするため、「埼玉大学シラバス作成ガイドライン」を令和5年11月に作成した。	
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。	○	〃	
			教育学研究科	教育学研究科長	○	△	●各回の授業内容、成績評価方法、準備学習等の記載を修正する。	○	〃	
			理工学研究科	理工学研究科長	○	△	●出席そのものを点数化して評価しているように読み取れる記載を修正する。 ●研究指導と同等に見られる授業科目のシラバスを修正する。	○	〃	
-	5-3 成績分布の組織的な確認状況	成績評価基準に則り教職課程に関する各授業科目の成績評価及び単位認定を厳格かつ客観的に行い、組織的に確認しているか。	教養学部	教養学部長	○	○				
			教育学部	教育学部長	○	○				
			理学部	理学部長	○	○				
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○				
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○				
			理工学研究科	理工学研究科長	○	○				
-	5-6 教員免許取得状況	教員免許取得者を輩出しているか。	教養学部	教養学部長	○	○				
			教育学部	教育学部長	○	○				
			理学部	理学部長	○	○				
	5-7 教員就職状況		教員就職者を輩出しているか。	人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
				教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
				教養学部	教養学部長	○	○			
教育学部	教育学部長	○		○						
理学部	理学部長	○		○						
人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○		○						
教育学研究科	教育学研究科長	○	○							

-	5-8 卒業時・修了時アンケート結果	教育課程への満足度が適切な水準を保っているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
-	5-9 FDの実施状況	教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFDを実施しているか。	教養学部	教養学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
			教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
-	5-4 実習的科目の実施状況	実習的科目を適切に開講しているか。	工学研究科	工学研究科長	○	○			
			教養学部	教養学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
			人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
-	5-5 教職指導・進路指導の状況	教職志望を高めるための支援を行っているか。	教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
			工学研究科	工学研究科長	○	○			
			教養学部	教養学部長	○	○			
			教育学部	教育学部長	○	○			
			理学部	理学部長	○	○			
【特記事項】									
[5-3] 各授業科目の成績評価や単位認定を厳格かつ客観的に行うため、成績分布の目安や成績に関する組織的な点検と改善の実施などを盛り込んだ成績評価ガイドラインを令和5年1月に制定した。									
【優れた成果】									
・該当なし									
【改善を要する点】									
・該当なし									

2. 内部質保証に関する自己点検・評価（令和5年度追加項目）

「自己評価」とは内部質保証責任者による自己点検・評価結果で、「確認結果」とは内部質保証実施責任者による「自己評価」の確認結果である。

「○」基準を満たしている。

「△」基準を満たしているが、改善を要する事項が認められる。

「×」基準を満たしていない。改善を要する。

分析項目	評価実施主体	内部質保証責任者	自己評価	確認結果	改善事項の概要	改善結果	改善結果の概要
2-1-1	大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-1-2	それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-1-3	施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-2-1	それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-2-2	教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-2-3	施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-2-4	機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-2-5	機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-2-6	機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		
2-2-7	機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)	○	○		

2-3-1	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	教育機構 アドミッションセンター キャリアセンター 学生生活支援室 保健センター	理事 (教学・学生担当)	○	○			
		ハラスメント防止委員会	副学長(ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当)	○	○			
		国際本部	副学長(国際・グローバル教育担当)	○	○			
		教養学部	教養学部長	○	△	●卒業要件を明確にするため学則を改正する。	○	○国立大学法人埼玉大学学則を令和5年11月に改正した。
		経済学部	経済学部長	○	△	●教育課程方針において、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示す。	○	○教育課程編成方針を令和5年11月に改正した。
		教育学部	教育学部長	○	△	●教育課程方針において、②教育課程における教育・学習方法に関する方針を明確かつ具体的に示す。	○	〃
				○	△	●卒業要件を明確にするため学則を改正する。	○	○国立大学法人埼玉大学学則を令和5年11月に改正した。
		理学部	理学部長	○	△	〃	○	〃
		工学部	工学部長	○	△	●教育課程方針において、②教育課程における教育・学習方法に関する方針および③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示す。	○	○教育課程編成方針を令和5年11月に改正した。
				○	△	●卒業要件を明確にするため学則を改正する。	○	○国立大学法人埼玉大学学則を令和5年11月に改正した。
		人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
		教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
		理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
教育機構	理事 (教学・学生担当)	○	○					
施設・環境マネジメント委員会	理事(総務・財務・施設担当)	○	○					
情報メディア基盤センター	情報メディア基盤センター長	○	○					
図書館	図書館長	○	○					
2-3-2	機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること(より望ましい取組として分析)	内部質保証委員会	理事 (教学・学生担当)					

2-3-3	機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	教育機構	理事 （教学・学生担当）					
		教養学部	教養学部長					
		経済学部	経済学部長					
		教育学部	教育学部長					
		理学部	理学部長					
		工学部	工学部長					
		人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長					
		教育学研究科	教育学研究科長					
2-3-4	質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	教育機構	理事 （教学・学生担当）					
		工学部	工学部長	○	○			
		教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
2-4-1	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	内部質保証委員会	理事 （教学・学生担当）	○	○			
2-5-1	教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	教育学部	教育学部長	○	○			
		人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
		理工学研究科	理工学研究科長	○	○			
2-5-2	教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	教育・研究等評価室	副学長 （目標計画・評価担当）	○	○			
		全学年俸制業績評価委員会	学長	○	○			
2-5-3	評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	教育・研究等評価室	副学長 （目標計画・評価担当）	○	○			
		全学年俸制業績評価委員会	学長	○	○			
2-5-4	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	教育機構	理事 （教学・学生担当）	○	○			
		教養学部	教養学部長	○	○			
		経済学部	経済学部長	○	○			
		教育学部	教育学部長	○	○			
		理学部	理学部長	○	○			
		工学部	工学部長	○	○			
		人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長	○	○			
		教育学研究科	教育学研究科長	○	○			
理工学研究科	理工学研究科長	○	○					
2-5-5	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	教育機構	理事 （教学・学生担当）	○	○			
2-5-6	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	教育機構	理事 （教学・学生担当）	○	△	●第3ターム以降のTA研修を実施する。	○	○TA研修を令和5年11月に実施した。

【特記事項】

[2-1-1]

本学では、大学全体の自己点検・評価組織として大学評価委員会を位置付け、大学評価委員会に内部質保証委員会及び教育・研究等評価室を設置している。内部質保証委員会では、学生の受入れ、学生支援、教育課程及び学修成果、施設設備整備、情報設備整備、図書館設備整備及び教職課程を対象として規則に定めた評価事項、評価基準、実施頻度等により自己点検・評価を行い、改善に繋げる体制を構築している。国立大学法人評価、年度計画評価、教員活動評価等に関する自己点検・評価は、教育・研究等評価室が取りまとめ、その結果を大学評価委員会で審議する体制としている。機関別認証評価では、内部質保証委員会と教育・研究等評価室が領域を分担し、自己点検・評価を行い、教育・研究等評価室が全体を取りまとめ、大学評価委員会が確定する体制としている。

[2-1-2]

内部質保証委員会において教育課程に関する自己点検・評価組織を学部・研究科とする体制を構築し、学部・研究科ではそれぞれの自己点検・評価組織を整備している。

[2-1-3]

内部質保証委員会において施設及び設備、学生支援並びに学生の受入れに関する自己点検・評価組織に関する体制を構築している。
教育機構アドミッションセンターにおいては、入試改革検討ワーキンググループを設置し、入学者の追跡調査等による、選抜状況の妥当性・信頼性の検証、入試方法の工夫改善等に関する調査・検討を行っている。
令和5年4月、障がい学生の円滑な修学及び学生生活支援に寄与することを目的として、教育機構に障がい学生支援室を設置した。内部質保証体制においては、活動実績が確認できる設置1年経過後から自己点検・評価を実施する予定としている。

[2-2-2]

「国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則」別表の教育課程及び学修成果に関する自己点検・評価に掲げる評価事項・評価基準は、領域6の各基準に対応するようにしており、同規則により自己点検・評価を行うことで、教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うこととしている。

学士課程においては、教養教育に相当する科目群を教養・スキル・リテラシー科目と位置づけ教育機構が開設し、専門科目・初年次科目は各学部が開設している。「国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に係る授業科目に関する自己点検・評価実施細則」により次のとおり教育課程としての自己点検・評価を行う。教育機構では教養・スキル・リテラシー科目に関する自己点検・評価を行い、その結果を各学部へ報告する。各学部では、自ら開設する専門科目等に関する自己点検・評価を行い、教育機構から報告された教養・スキル・リテラシー科目と合わせて、教育課程としての自己点検・評価を行う。教職課程に関する科目（専修免許状の取得に係る科目を除く。）においても同様の手順により自己点検・評価を行う。

[2-2-4]

機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みに関する明文化された規定類として、アンケート等の実施時期、実施主体、実施対象、意見聴取内容等を定めた「埼玉大学におけるステークホルダーからの意見聴取実施要項」を内部質保証委員会で審議し令和5年3月に定めた。各調査等それぞれの実施要項は、個別に定めている。

聴取した意見は、「国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則」別表2に対応する評価事項・評価基準での自己点検・評価に活用し、改善に取り組む。
「国立大学法人埼玉大学教育の内部質保証における自己点検・評価及び改善に関する基本方針」は、内部質保証委員会として業務を行う際の基本的な行動や処置の方向・原則を定めたものと位置づけ制定し、主に、自己点検・評価及び改善に関することを定めている。

[2-5-6]

令和4年度までティーチング・アシスタント（TA）に対して各教員がオリエンテーションを実施して指導・助言を行っていた。令和5年度にTAハンドブックを新たに作成し、それを活用した研修を実施することとした。第1・2タームは各授業担当教員で、第3・4タームは教育機構教育推進室で研修を実施した。

【優れた成果】

・該当なし

【改善を要する点】

・該当なし

3. 設置計画履行状況等調査において付される指摘事項
・該当なし
4. 監事及び会計監査人からの意見
・該当なし
5. 学外有識者による意見
・該当なし
6. 自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の評価結果
・該当なし
7. その他
・該当なし